防災啓発広報誌「備える。かわさき」広告掲載契約書

川崎市(以下、「甲」という。)と〇〇〇(以下、「乙」という。)は、甲乙間において次のとおり広告 掲載契約(以下、「本件契約」という。)を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は信義を重んじ、誠実に本件契約を履行しなければならない。

(契約の要項)

第2条 本件契約の要項は、次のとおりとする。

(1) 広告媒体の名称	防災啓発広報誌「備える。かわさき」
(2) 広告媒体の仕様	サイズ A4
	ページ数 32頁
	色数 4色カラー
	発行部数 3万部
	配布期間 令和3年3月から
(3) 広告の仕様	掲載場所 表面裏面以外のページで甲が指定する位置
	枠数 1枠
	大きさ 45mm×190mm

(広告の内容等)

- 第3条 乙は、広告内容等について、川崎市広告掲載要綱、川崎市広告掲載基準(いずれも平成17年11月21日付17川財財第298号。)及び川崎市防災広報印刷物広告掲載要領(以下「要綱等」という。)の規定を遵守しなければならない。
- 2 乙は、甲の定める期日までに、甲に広告原稿等の必要書類を提出し、甲の承認を受けるものとする。
- 3 乙が前項の規定に反したため、甲の承認が得られない場合、承認が得られない内容に応じて、甲は広告を掲載しないことができるものとする。
- 4 乙が広告原稿等を作成しなかった場合その他乙の責めに帰すべき事由により広告を掲載できなかったときは、乙は、甲に対し、広告料の減額請求、損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。

(広告に関する責任)

- 第4条 乙は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。
- 2 甲は、広告内容等に係る第三者との間のいかなる紛争について一切関知しないものとし、乙は自己 の責任と負担で当該紛争を解決するものとする。
- 3 契約の履行及び掲載後の広告に関して第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担しなければならない。

(広告料)

- 第5条 広告料は、27,500円(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額2,500円)とし、乙は、甲の指定する日までに、甲の発行する納入通知書により支払わなければならない。
- 2 甲は、前項の納入期限までに乙が広告料を納付しないときは、遅延日数に応じ、広告料に川崎市債権 管理条例 (平成25年10月8日条例第42号)第6条に規定する割合を乗じて得た額を延滞金とし て乙から徴収する。
- 3 第6条第1項各号の規定に該当し、甲が本件契約を解除する場合、既に支払われた広告料は乙に返還しないものとする。

(甲の解除権等)

- 第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本件契約を解除することができる。
 - (1) 前条第1項の納入期限後3月以上経過しても広告料を納めないとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、本件契約の規定に違反し、又はその違反等によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (3) 乙が甲の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
 - (4) 乙が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
 - (5) 乙の経営状態が悪化し、又はそのおそれのあると認められる相当の理由があり、そのことにより広告料の支払いをすることができないと認められるとき。
 - (6) 乙が、川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者と判明したとき。
- 2 甲は、前項に掲げる事由により本件契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときでも、その損害を補償しない。
- 3 甲が、第1項に掲げる事由により本件契約を解除した場合において、甲に損害が生じるときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第7条 天災等や甲の責によらないやむを得ない事由により、広告掲載が不可能となった場合は、甲は 責任を負わない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 乙は、本件契約により生ずる権利や義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、 又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(広告の仕様変更)

第9条 甲は、必要があると認められるときは、広告の仕様変更の内容を乙に通知して、広告の仕様を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは広告料を変更し、又は

乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 甲及び乙は、本件契約の履行に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(補則)

- 第11条 本件契約書に定めるもののほか、乙は、川崎市契約規則 (昭和39年4月1日規則第28号) 及び関係法令に定めるところに従わなければならない。
- 2 本件契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本件契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 川崎市

川崎市長 福 田 紀 彦

乙 住 所

氏 名